

福 介 護 第 3 0 5 号 の 2
2021 年（令和 3 年）8 月 3 日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 管理者 様
指定小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

介護・医療連携推進会議、運営推進会議を活用した評価の実施について（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、2015 年（平成 27 年）5 月 26 日付通知及び 2015 年（平成 27 年）11 月 27 日付け福介護第 443 号通知にて、厚生労働省通知（平成 27 年 3 月 27 日付け老振発第 0327 第 4 号、老老発第 0327 第 1 号）及び別紙「介護・医療連携推進会議、運営推進会議において実施される自己評価の取組みについて」を踏まえ、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）を実施されるようお伝えしているところです。

この度、別紙「介護・医療連携推進会議、運営推進会議において実施される自己評価の取組みについて」を修正しました。前述の本市通知や運営推進会議等を活用した評価に係る、2021 年度（令和 3 年度）の制度改正の内容などを反映させたものです。

つきましては、御確認の上、運営推進会議等を円滑に実施されるようお願いいたします。

なお、この制度改正は、主に認知症対応型共同生活介護に係るものであり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護においては大きな影響はないことを申し添えます。

なお、2020 年（令和 2 年）2 月 28 日付け福介護第 563 号通知のとおり、2020 年（令和 2 年）3 月から、市職員の運営推進会議等への出務を見合わせていますが、出務を再開する際は別途周知しますので、御承知おきください。

(送付物一覧)

- ・別紙「介護・医療連携推進会議、運営推進会議において実施される評価の取組みについて」
- ・新旧対照表
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号・老老発 0327 第 1 号）令和 3 年度制度改正分（新旧対照表）

問合せ先：福山市 介護保険課 事業者指導担当（電話：084-928-1232）